

# 琉球大学学術リポジトリ

## 高等教育機関における発達障害学生の修学支援に関する現状

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2015-11-09 キーワード (Ja): 障害学生, 修学支援, 発達障害 キーワード (En): 作成者: 森, 浩平, 山見, 有美, 田中, 敦士 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/32455">http://hdl.handle.net/20.500.12000/32455</a>

# 高等教育機関における発達障害学生の 修学支援に関する現状

## An Overview of Current Situation of Learning Support for Students with Developmental Disorders in Post-Secondary Institution

### 要 旨

高等教育機関での発達障害学生の数は年々増加しているが、その発達障害学生の支援率については近年減少傾向にある。発達障害学生の受け入れは進んだが、受け入れた病虚弱、発達障害学生への支援が行き届いていないと考えられ、発達障害の学生への修学支援の必要性の周知、及び早期の支援体制の確立が望まれる。そこで本稿では、今後の修学支援体制の整備を考える上での参考とすることを目的とし、日本の高等教育機関における発達障害学生の困難や支援の現状について紹介した。

森 浩平 (Kohei MORI)

東北大学大学院教育情報学教育部, 日本学術振興会特別研究員

山見 有美 (Yumi YAMAMI)

神田東クリニック MPS センター

田中 敦士 (Atsushi TANAKA)

琉球大学教育学部

< Key-words >

障害学生, 修学支援, 発達障害

### I. はじめに

近年、高等教育機関における障害学生への修学支援の必要性が高まっている。「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（文部科学省，2012）の中で、大学等の高等教育機関における障害のある学生への「合理的配慮」の考え方が示された。この中で、大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。この定義は、平成 18 年に国連

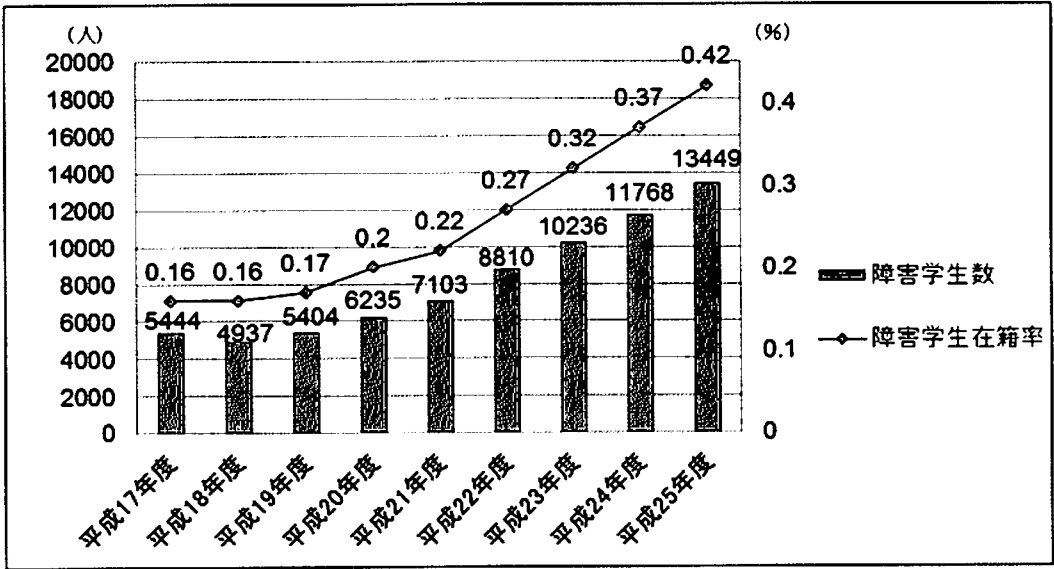
で採択された「障害者権利条約」、平成 23 年の「障害者基本法」の改正に基づいている。平成 28 年に施行予定である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を見据えたものである。障害者差別解消法では、国公立大学及び高等専門学校においては、合理的配慮の実施は法的義務であり、私立大学は努力義務として定められている。障害学生支援が法的裏付けをもった義務となり、これを遂行することが大学にとってのコンプライアンス（法令遵守）になるため、大学等の高等教育機関にとって大きな転換期を迎えている（丹治・野呂，2014）。

全国の大学等における障害学生数は、平成 18 年度に 4,937 名であり、以降増加を続け 25 年度には 13,449 名となっている（日本学生支援機構，2014）。25 年度の高等教育機関で学ぶ障害学生の在籍率は 0.42% で、在籍率についても 17 年度

から増加し続けている（図 1）。この平成 17 年度から行われた調査は、国の行政機関（全省庁及び独立行政法人）として初めて障害学生数を明らかにしたものである。具体的な数字が表出しつつある現在、大学等で学ぶ障害学生支援への注目が高まっている（杉中・土井・畠山, 2012）。

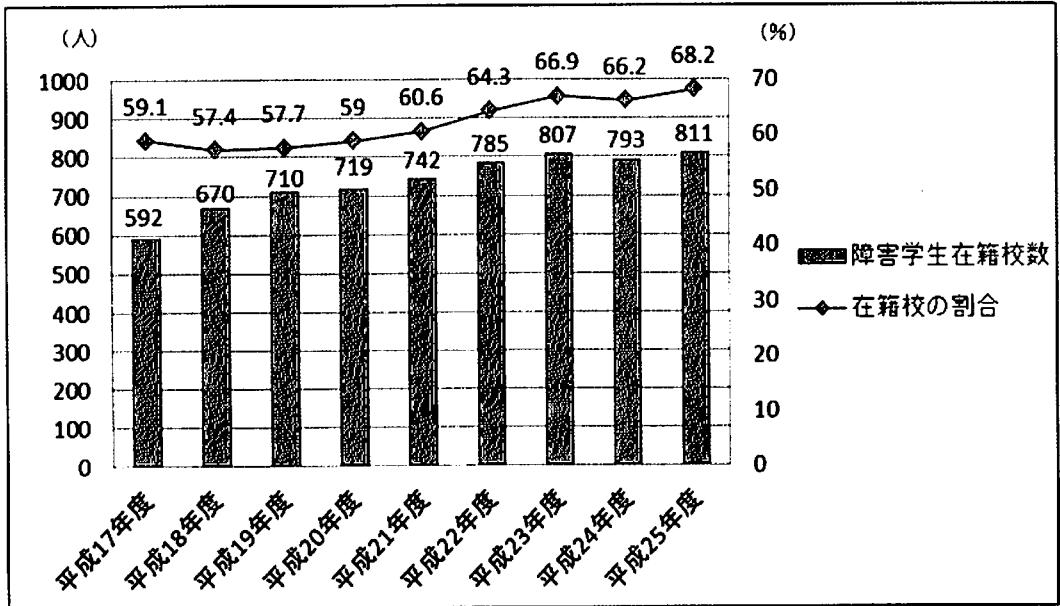
また、障害学生が在籍している大学数は、17

年度から 18 年度にかけて大きな増加がみられ、その後は漸増傾向にあり、25 年度は 811 校で調査開始時の 1.37 倍となっている（日本学生支援機構, 2014）。国内の全学校数は 1,190 校であり、この 68.2%にあたる（図 2）。7 割近くの大学に障害学生が在籍しており、障害学生がもはや特別な存在ではないことを示している。



日本学生支援機構（2014）を基に作成。

図 1 障害学生数と在籍率



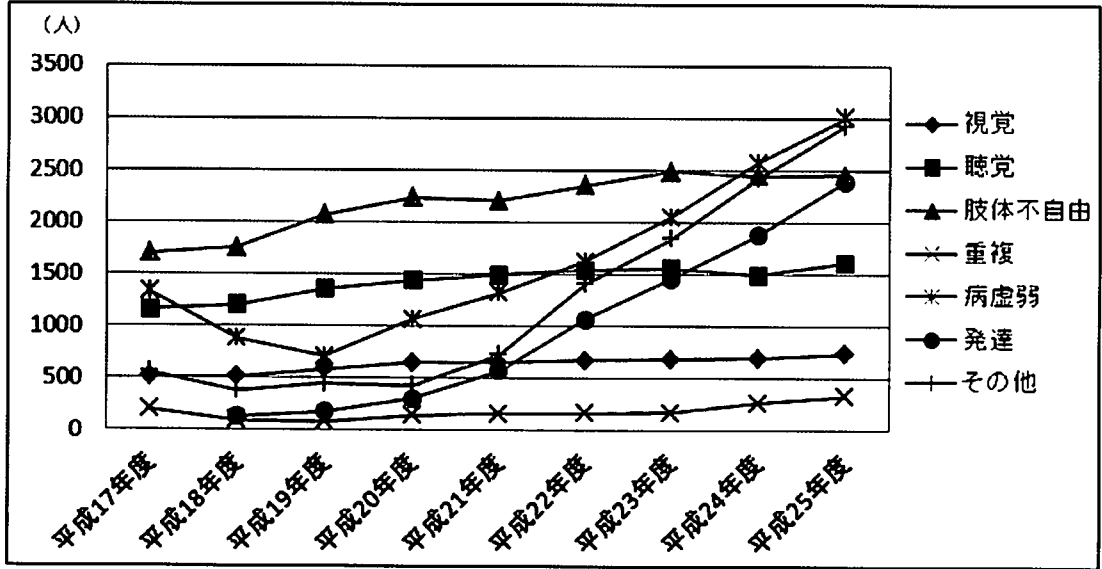
日本学生支援機構（2014）を基に作成。

図 2 障害学生在籍校数と在籍校の割合

日本学生支援機構（2014）の報告によると、最も学生数が多い障害は病虚弱（3,005名）で、ついで肢体不自由（2,451名）、発達障害（2,393名）、聴覚障害（1,609名）、視覚障害（732名）となっている。肢体不自由、視覚、聴覚障害学生は近年ほぼ横ばいであるが、病虚弱学生と発達障害学生の増加が顕著である（図3）。発達障害学

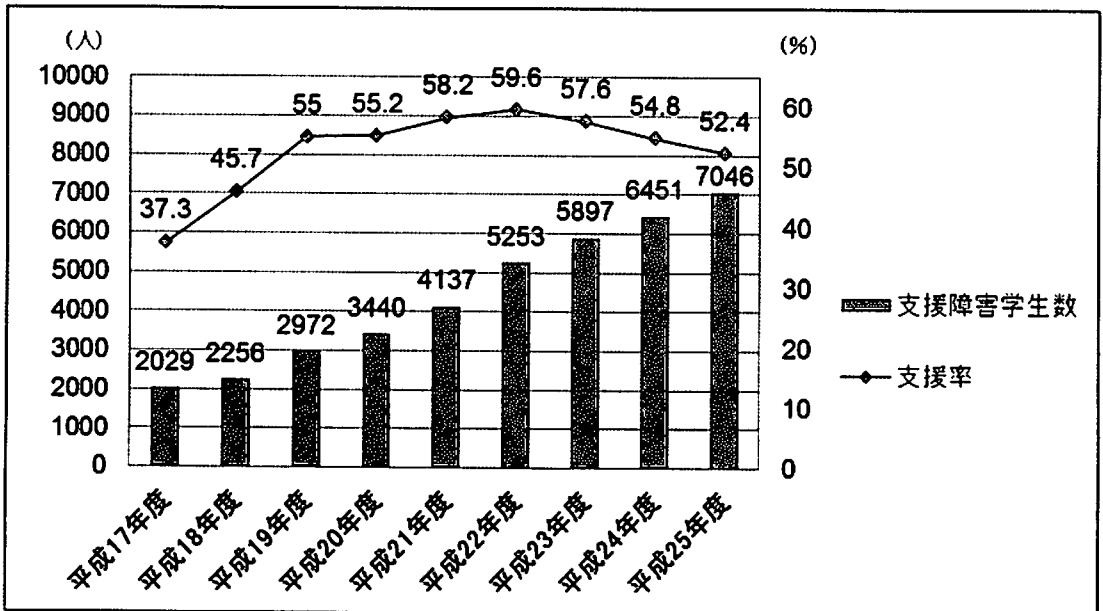
生の数は調査が開始された平成18年度の127名から平成25年度の2,393名と、大幅に上昇している。

全障害学生数に対する支援を受けている障害学生数である支援率（図4）をみると、22年度を境に連続して減少しており、25年度は前年度に比べて2.4ポイント低下の52.4%となっている。



日本学生支援機構（2014）を基に作成。

図3 障害別学生数



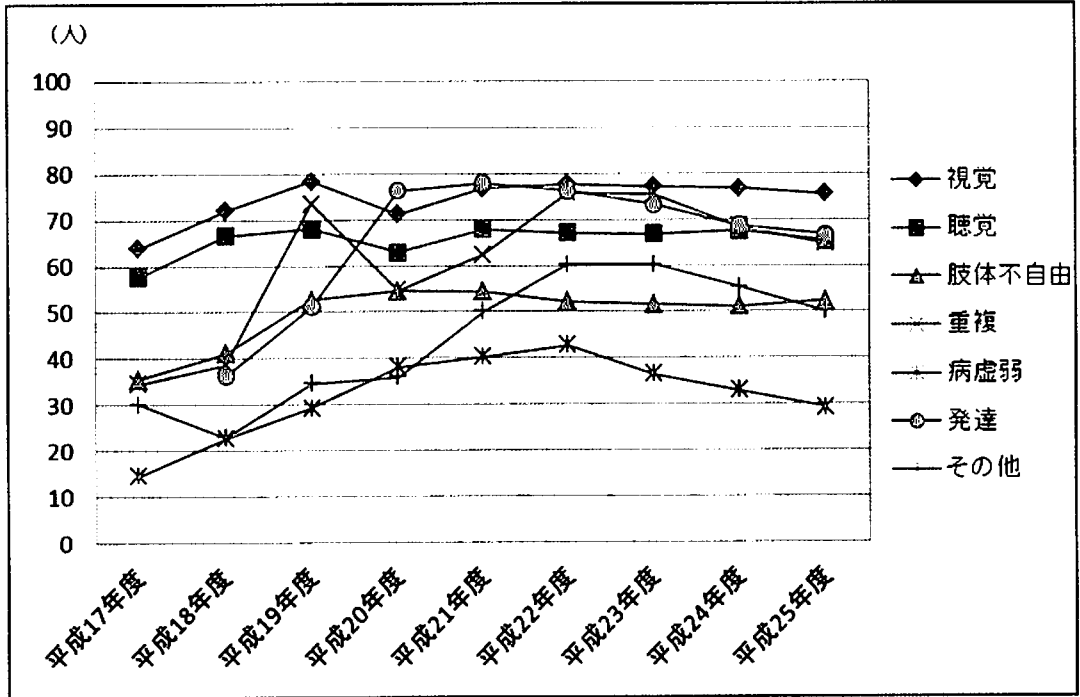
日本学生支援機構（2014）を基に作成。

図4 支援障害学生数と支援率

また、障害別の支援率については、視覚、聴覚、肢体不自由の各障害の支援率はほぼ横ばいである（日本学生支援機構、2014）。一方、病虚弱、発達障害学生の支援率は、この三年間減少している（図5）。病虚弱、発達障害学生の受け入れは進んだが、受け入れた病虚弱、発達障害学生への支援

が行き届いていないと考えられる（石田・天野、2014）。

そこで本稿では、障害学生数の増加が顕著であるが、支援の遅れが考えられる発達障害学生を対象とした修学支援について、現状を取りまとめることを目的とする。



日本学生支援機構（2014）を基に作成。

図5 障害別支援率

## II. 発達障害学生支援の現状

### 1. 発達障害学生支援の背景

日本における発達障害の定義は平成17年4月に施行された発達障害者支援法に基づいて言及される場合が多く（野呂、2011）、発達障害者支援法第2条1項において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。また、同法では「国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするために適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じる」、「大学及

び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をする」としている。

さらに、平成19年4月より、すべての学校において障害のある幼児児童生徒の支援の充実を目指した「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられた。特別支援教育では、これまでの特殊教育（盲・聾・養護学校、特殊学級、通級による指導）の対象となっていた幼児児童生徒に加え、発達障害（学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等）の幼児児童生徒が対象となっている。

こうした背景により、発達障害の社会的認知度が高まっており、平成23年度より大学入試センター試験における特別措置の対象者としても、発達障害が明記されるようになってきている。今後、さらに高等教育機関における発達障害学生のニーズ

は高まると予想される。

## 2. 発達障害学生の実態

日本学生支援機構（2014）によると、平成25年度において発達障害の診断書を有する障害学生の数は、総数で2,393名であり、障害別の内訳は学習障害139名（5.8%）、注意欠陥/多動性障害298名（12.5%）、高機能自閉症1,773名（74.1%）、重複183名（7.6%）であった。発達障害学生数を障害種別にみると、約7割が高機能自閉症である。障害の発生頻度では学習障害や注意欠陥/多動性障害が、知的障害を伴わない自閉症よりも多いが、こうした結果となったのは、学習障害や注意欠陥/多動性障害のある学生は、学生生活において大きな困難を示さないために統計上の数値に現れていないが、高機能自閉症は学生生活で困難を示す場合が多いために、数値が大きくなっている可能性もある（野呂, 2011）。

また、同調査では、診断書を有していない支援障害学生についても調査を行っており、その総数は3,198名であり、障害別の内訳は、学習障害203名（6.3%）、注意欠陥/多動性障害363名（11.4%）、高機能自閉症1,791名（56.0%）、区

分不明841名（26.3%）であった。診断書を有していない学生においても、発達障害が疑われる学生生活上の困難を抱える学生が相当数いることとなる。

## 3. 発達障害学生が示す困難

野呂（2011）は、発達障害の学生が大学生活において抱える困難を学習面と生活面の二つの側面から代表的なものを例示しており（表1）、学習面での困難のみを抱えている学生もいれば、生活面とでの困難が大きく、その影響によって学習上の困難が派生してしまうような場合もあるとしている。また、国立特殊教育総合研究所（2005）は、発達障害のある学生が大学生活で困り相談に至るものとして、コミュニケーションや対人関係、社会性に関するトラブル、不登校や休学、学業や進路上の問題、二次的あるいは合併した心理的問題、他人と違うことへの何らかの違和感の自覚、保護者との関係悪化を挙げている。

障害のある学生の困難は多岐にわたり、支援の内容は個々によって異なるため、障害への理解を周知するための啓発や、対応事例の蓄積が継続して求められる（森・山見・田中, 2015）。

表1 発達障害学生が示す困難の例

学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修申請の手順がわからない。</li> <li>・レポートが期限内に提出できないことが多い。</li> <li>・試験の時間割を間違える。</li> <li>・少しでも遅刻すると、遅れて教室に入ることができない。</li> <li>・一回授業を休むと、次から授業に出席できない。</li> <li>・授業中、突然的外れな質問をしてしまう。</li> <li>・周囲の音が気になって、授業に集中できない。</li> <li>・講義を聞きながら、ノートを取ることができない。</li> <li>・早口の教員の講義が理解できない。</li> <li>・特定の科目の単位が取れない（語学・体育など）。</li> <li>・実習の単位が取れない。</li> <li>・演習等で行うグループワークでトラブルを起こしてしまう。</li> <li>・講義が突然、休講になったりすると混乱する。</li> <li>・卒業研究等の計画を立てることができない。</li> </ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友人とうまくつきあえない。</li> <li>・自分の興味のある内容を相手が嫌がっているにも関わらず話し続けてしまい、友人から敬遠される。</li> <li>・約束を忘れてしまう。</li> <li>・約束の時間を忘れてしまう。</li> <li>・借りた物をなくしてしまう。</li> <li>・自分の日課を妨害されると著しく混乱してしまう。</li> <li>・サークルでトラブルを起こしてしまい、参加しにくくなってしまう。</li> <li>・事務職員等と同じ質問を何度もして、確認しないと不安で困る。</li> <li>・相手の主張を受け入れることができずに、自分の主張をしつこく言い続けてしまう。</li> <li>・学内で食事をとることができない（学食等で食べることができない）。</li> </ul>

出典：野呂（2011）

### Ⅲ. 発達障害学生への支援内容

近年、障害学生に対する支援体制は社会的にも注目されるようになってきている(田中・野原, 2007)。また、最先端の支援内容に取り組み、他の大学が目標にできるような大学も出てきている(殿岡, 2004)。全国障害学生支援センターでは、障害学生のための大学受験ガイド「大学案内障害者版」を1996年からほぼ毎年発行している。「大学案内障害者版」(全国障害学生支援センター, 2014)では、各大学における過去の受験・在籍の状況や、障害種ごとの受け入れの可否、授業での配慮事項やバリアフリー環境の整備状況についてまとめられている。

「教職員のための障害学生就学支援ガイド」(日本学生支援機構, 2015)では、学内の支援体制整備に関する情報として、障害学生支援の基本的な考え方や組織フローチャート、障害学生就学支援ネットワーク事業や大学等に対する財政支援、障害種ごとの支援例や参考情報が掲載されている。発達障害学生への支援例については、入学試験における受験上の配慮、入学開始から授業開始までの対応、そして学習支援の内容として履修登録や授業(講義・演習や実験・実習)、成績評価における配慮や学生生活の支援について記載されている。

日本学生支援機構(2014)では「大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を平成17年度より行っている。25年度における発達障害学生への支援内容のうち、実施校数が多い10項目は順に、「注意事項等文書連絡」、「実技・実習配慮」、「休憩室の確保」、「教室内座席配慮」、「試験時間延長・別室受験」、「チューター又はティーチングアシスタントの活用」、「講義内容録音許可」、「解答方法配慮」、「使用教室配慮」、「パソコンの持ち込み使用許可」であった。支援発達障害(診断書有)学生または発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍する学校は526校であり、全学校1,190校の44.2%である。支援発達障害学生が1人以上在籍する学校において、最も多い注意事項等文書伝達を実施している校数は82校(15.6%)であり、支援状況は十分とは言い難い。石田・天野(2014)

はこの結果について、盲学生への資料のテキストデータ化や聾学生へのノートテイク・手話通訳という授業における直接的な支援内容がみられないことが特徴であるとし、授業の中で何が必要とされているのかについて試行錯誤が続いている状況を指摘している。

さらに、日本学生支援機構(2014)では、授業以外での発達障害学生への支援について記載されており、多い順に、「専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリング」、「保護者との連携」、「学習指導(履修方法、学習方法等)」、「社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)」、「進路・就職指導」、「生活指導(食事・洗濯等)」、「発達障害支援センターとの連携」、「出身校との連携」、「特別支援学校との連携」となっている。専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリングが最も多く、支援発達障害学生が1人以上在籍する学校526校のうち、実施は281校(52.2%)である。発達障害と精神障害の関係については議論があるが、発達障害は外からはわかりにくい対人行動等の行動上の問題を示すなどの精神障害との共通点も多く、実際に発達障害と精神障害が合併することもある(日本学生支援機構, 2015)。このため、発達障害学生に対しては他の障害のように障害学生を専門に支援する組織ではなく、学生相談室や保健管理センター等の健康管理部門が支援の中心となることもある。

また、授業外での支援内容として、臨床心理士等の専門家による心理療法としてのカウンセリングや保護者との連携、発達障害支援センターや出身校等、学内外の各種機関との連携が極めて顕著であるが、支援の窓口や担当者(支援コーディネーター)を明確にし、これらを中心とした支援体制の構築や個別支援の策案及び実行が求められる。

### Ⅳ. おわりに

障害学生の支援を考える際には、その対象の学生を如何に把握するかが重要であり、学生本人がその状況や支援の要求等を大学当局に申し出ることが原則となる。しかし、知的障害を伴わない発達障害について、その存在が知られるようになってきているものの、周知が十分に進んでいな

いために、学生生活において学習面の遅れや人間関係において違和感を持ちながらも、自身が発達障害であると気づかず、支援が及ばない状況が考えられる。

また、田中・田場（2008）は、大学によって障害学生の大学生活の実態についての認識が曖昧なままであるとし、障害学生への意識の低さを指摘している。学生自身が気づきにくい状況の中、大学側は支援を必要とする学生への間口を拡げ、より積極的な支援体制を画策しなくてはならない。

これに関して、田中・野原（2008）は、大学教職員が中立的立場で学生からの相談に応じ、障害学生の要望や意見を大学側に伝えられる相談サポート体制が必要だとしている。また、田中・野原（2007）では、大学側は障害学生の実態を把握した上で、大学教職員の障害学生支援に関する意識を高めるような啓発活動も要するとし、大学側の支援組織だけでなく、大学教職員についても障害学生のニーズを把握できるだけの意識が求められる。

また、障害学生を支援するボランティア等を行う支援学生の確保が不十分な状況にあり、加えて、支援学生が障害学生の役に立っているという実感が得にくい等、支援学生が活動を継続できないといった問題が挙げられている（溝曾路・河内，2014）。

今後、障害学生への支援が正しく適用されていくためには、当事者である障害学生だけでなく、大学側には障害学生のニーズを正確に抽出する担当者や窓口が必要であり、さらに障害学生と接する大学教職員や周囲の学生への理解の啓発が望まれる。

## 文献

- 1) 石田久之・天野和彦（2014） 高等教育機関における障害学生支援の動向（Ⅶ）. 筑波技術大学テクノロジーレポート, 22(1), 21-26.
- 2) 国立特殊教育総合研究所（2005） 発達障害のある学生支援ガイドブック—確かな学びと充実を目指して—. ジアース教育新社.
- 3) 溝曾路哲也・河内清彦（2014） 聴覚障害学生支援活動における支援学生の行動意図の規定因. 障害科学研究, 38, 45-53.
- 4) 文部科学省（2012） 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1329295.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)
- 5) 森浩平・山見有美・田中敦士（2015） 日本における障害学生の修学支援に関する現状と課題—視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由学生の支援—. *Asian Journal of Human Services*, 8, 162-176.
- 6) 日本学生支援機構（2015） 教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）. [http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/guide/top.html#guide\\_pdf](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html#guide_pdf)
- 7) 日本学生支援機構（2014） 障害のある学生の修学支援に関する実態調査. [http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/chosal301.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/chosal301.html)
- 8) 野呂文行（2011） 発達障害学生の支援. 鳥山由子・竹田一則（編）, 障害学生支援入門. ジアース教育新社, 62-73.
- 9) 杉中拓央・土井幸輝・高山卓朗（2012） 高等教育機関に在籍する聴覚障害学生に対する支援の一考察. 電子情報通信学会技術研究報告, 111(394), 31-34.
- 10) 田中敦士・野原奈々子（2007） 大学教員における障害学生への障害理解の実態. 琉球大学教育学部紀要, 71, 119-146.
- 11) 田中敦士・野原奈々子（2008） 「障害者の社会参加」に関する国民と大学教員との意識差—世論調査結果との比較から—. 琉球大学教育学部紀要, 73, 165-174.
- 12) 田中敦士・田場加恵（2008） 沖縄県内の大学における障害のある大学生への修学支援の現状. 琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要, 2, 21-29.
- 13) 丹治敬之・野呂文行（2014） 我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題. 障害科学研究, 38, 147-161.
- 14) 殿岡翼（2004） 全国障害学生支援センター活動紹介. 大学と学生, 8, 53-56.
- 15) 都築繁幸（2013） 発達障害学生の修学支援上の問題とその支援. 愛知教育大学保健環境センター紀要, 12, 5-11.